

特定非営利活動促進法（NPO法）改正（平成24年4月1日施行）に伴う定款変更について

定款の変更には総会の決議が必要です。毎年4月から6月にかけて多くの法人で総会が開かれますが、この機会に定款変更を決議のうえ、定款変更認証申請を行ってください。

長野県県民文化部県民協働課

1 必須事項

以下の項目については、NPO法の改正に伴って必ず定款を変更しなければならない事項です。

(1) NPO法の条文の改正によるもの

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
定款の変更	(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、 <u>所轄庁の認証を得なければならない。</u>	(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 所轄庁の認証を得なければならない。

(2) 計算書類の変更によるもの ※①～③の全てを変更する必要があります

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
①事業 ※ <u>その他事業を行っている法人に限る</u>	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① …… (2) その他の事業 ① …… 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その <u>利益</u> は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① …… (2) その他の事業 ① …… 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その <u>収益</u> は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。
②収支計算(予算、決算)から活動計算(予算、決算)への変更	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(7) 省略 (8) 借入金(その事業年度内の <u>収益</u> をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 省略	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び <u>収支決算</u> (6)～(7) 省略 (8) 借入金(その事業年度内の <u>収入</u> をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 省略
③収入から収益へ、支出から費用への変更	(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>	(資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>
	(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
	(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講じることができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。	(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
(②、③ つづき)	(予備費の設定及び使用) 第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 省略	(予備費の設定及び使用) 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 省略
	(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略	(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略

2 任意事項

以下の項目の変更については任意ですので、変更するか否かは各法人の判断によります。

(1) 理事の代表権の制限

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
理事の代表権の制限	【代表権を制限する場合】＝変更は不要 注意！ 定款の変更は不要であっても、登記については、他の理事の代表権喪失による変更登記を平成24年9月末までに済ませてある必要があります。	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 省略 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4 省略
	【代表権を制限しない場合】 (職務) 第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。 2 省略 3 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4 省略	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 省略 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4 省略

(2) 社員総会の決議の省略

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
社員総会の決議の省略	【社員総会の決議の省略をしたい場合】 (議決) 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 省略 3 <u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u>	(議決) 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 省略
	【社員総会の決議の省略をしたい場合】 (議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)～ 省略 2 省略 3 <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> (1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> (2) <u>前号の事項を提案した者の氏名又は名称</u> (3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u> (4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u>	(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)～ 省略 2 省略